



平成25年4月2日

各 位

会 社 名 株式会社テーオー小笠原  
代表者名 代表取締役社長 小笠原 康正  
( J A S D A Q コード・9812 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役副社長 小笠原 尚武  
電話 0138-45-3911

### 株式会社大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成24年10月2日に提出いたしました「改善報告書」に関し、JASDAQにおける有価証券上場規程第37条第1項に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日別添のとおり提出したことをお知らせいたします。

以上

別添資料：「改善状況報告書」

## 改善状況報告書

平成25年4月2日

株式会社大阪証券取引所  
取締役社長 藤倉 基晴 殿

株式会社オーエー小笠原  
代表取締役社長 小笠原 康平



当社は、平成24年10月2日付けで提出いたしました「改善報告書」に関し、JASDAQにおける有価証券上場規程第37条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出いたします。

### 1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成23年8月25日開催の第57回定時株主総会に、1株当たり3円の配当金を行うことを決議し実施いたしました。かかる配当金は、結果として会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成23年5月期末配当金の支払いをしたことが判明いたしました。

また、平成24年7月25日開催の取締役会において質疑の中、取締役の一人から確認のため過年度の期末配当金が会社法第461条第1項、第2項「分配可能額」の範囲内にあるかにつき再検証を行うよう指示があり、これに応じた検証作業によって、平成23年5月期の期末配当金が「分配可能額」を超えていることが判明し、同日付で社内調査委員会の設置及び「平成23年5月期の配当金に関するお知らせ」を開示いたしました。

その後、社内調査委員会における調査を実施いたしました。社内調査委員会の調査を実施したのみでは、発生原因の究明、再発防止策の策定等について十分な成果を得られないと判断し、平成24年8月1日に「外部調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、外部調査委員会に調査を委託いたしました。

これにより、平成24年8月13日に「外部調査委員会調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、原因の究明及び再発防止策について提言いただきました。

## 2. 原因及び問題点

### 外部調査委員会より指摘された原因

#### (1) チェック・管理体制の不十分さ

会社では、経理部において算定された分配可能額を、改めて総務部が検証するというチェック・管理体制を採用していた。しかし、総務部においては、こと決算期では多忙を極めるところ、経理部の過去の算定に誤りがなかったことなどからその算定を信頼してしまい、財務諸表等に基づく分配可能額の確認作業を疎かにしてしまった。

その結果、チェック・管理体制が十分に機能せず、自己株式の帳簿価額の表記の誤りに気付くことが出来なかった。算定を行う経理部はもちろん、その算定のチェックをする総務部においても、分配可能額の算定にあたっては自己株式の帳簿価額を控除すること自体の知識はあったものの、上記のことから、改めて財務諸表等に基づいてチェックするという姿勢が徹底していなかった。

#### (2) 分配可能額の検証に対する役員の認識の不足

取締役においては、分配可能額算定の知識を有しており、期中に会社が合併等により自己株式を取得したことも認識はあった。しかし、取締役は、実際に分配可能額算定表を検討する際、前期が無配であったこと及び会社の財政状態が安定していることなどから、配当を行うことに対しての意識が潜在的に働き、別途積立金の取り崩しについては注視するも、それとは対照的に、自己株式取得の事実とそれが控除項目であることの知識が直結しなかったため、控除項目には関心が向かなかった。

その結果、控除項目である自己株式の帳簿価額の表記が誤っていることに気付くことが出来なかった。監査役においても、分配可能額算定の知識及び自己株式取得についての認識はあり、また、取締役会に提出される議案が、違法でないかをチェックすべきという意識は持ち合わせていた。しかし、計算業務を担当する経理部及び総務部の結論に誤りが含まれている可能性があるとの意識は薄く、その結果、自己株式の帳簿価額の表記の誤りに気付くことが出来なかった。これは、分配可能額算定の知識が役員の中で真に生きたものとして定着していなかったこと及び役員の分配可能額の検証に対する認識の不足を意味する。

### 3. 改善措置

前項の原因及び問題点により、「改善報告書」に記載した再発防止策に向けた今後の改善策を講じることといたしました。

#### (1) チェック機能の強化

- ①分配可能額算定表の、剰余金、自己株式の帳簿価額、その他有価証券評価差額金等について単年度のみ記載ではなく、過年度の金額も記載して比較対照ができる分配可能額算定表（別紙1）に変更いたしました。
- ②分配可能額算定表の検証で回覧する場合は、財務諸表を添付いたします。
- ③分配可能額算定表は配当議案作成時のみならず、次期の配当金予想時にも作成し法令で定められている範囲であるかの見込みを確認した上で開示等を行います。
- ④平成25年5月期末より「分配可能額算定表」を外部の公認会計士事務所及び税理士法人に検証していただきます。

#### (2) 剰余金の配当に関する意識の改善

役員及び決算担当者は、每期正確に分配可能額算定要素等を把握し、検証すべきことを再認識するため、弁護士等（別紙2）のセミナーを受講いたしました。

#### (3) 法令教育の充実

- ①平成24年8月7日に、公益財団法人財務会計基準機構に加入いたしました。
- ②役員及び決算担当者の法令教育として、会社法、金融商品取引法等の専門家による外部セミナー（別紙3）へ参加いたしました。

#### (4) スタッフの充実

- ①経理部スタッフの充実については、専門的知識を有する人員及び新卒者を採用すべく中途採用者及び外部機関へ募集を図っておりますが、当社のニーズに合致する人材を確保できず、現在のところ採用に至っておりません。なお、スタッフの充実に対する重要性を認識しておりますので、引き続き採用に向けた活動を行ってまいります。
- ②新規スタッフの採用に至るまでは、経理部の監督のもと補助的要員としまして他部署のスタッフがサポートいたします。
- ③経理部のサポート体制としまして、新たに公認会計士事務所及び税理士法人と契約をいたしました。このことにより、会計や税務に対し外部専門家との連携を図りサポート体制の強化を実施いたします。

(5) 本部組織の見直し

従来の、分配可能額算定表につきましては、経理部が作成し、総務部が検証しておりました。また、決算等に係る実務担当は、経理部及び総務部の者が業務を分担して決算情報を取りまとめておりました。

新体制として、平成24年10月1日付で管理部体制を廃止し、経理部及び総務部をそれぞれ独立（別表4）させました。また、経理部の増員及びサポート体制を強化いたします。それに伴い、分配可能額算定表及び決算等に係る決算実務は経理部及び総務部の者が業務を分担せず、経理部（決算実務担当）が分配可能額算定表の作成及び決算情報を取りまとめ、執行役員（経理部長）、外部の公認会計士事務所及び税理士法人にそれぞれ検証を依頼し、統括管理本部本部長が承認いたします。

なお、新体制に伴い、今まで作成されていなかった分配可能額算定表フローチャート（別紙5）を作成しました。

4. 改善措置に対する当社の評価と今後の取り組みについて

以上のとおり、平成24年10月2日に提出いたしました「改善報告書」に記載した改善策に基づき、再発防止に向けた取り組みを行ってまいりました。

当社といたしましては、この度の改善措置を実施するにあたり、役員及び従業員は当初の体制や意識の改善、法令遵守に対する意識を再認識し、今まで以上に内部統制の構築に努める所存であります。

今後も改善点については継続的に実施し、このような事態を二度と発生させないよう責任を持って努める所存であります。

以上

(別紙1)

新 分配可能額算定表

【剰余金】

項 目	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月
資本剰余金					
その他資本剰余金					
〈資本剰余金合計〉					
利益剰余金					
別途積立金					
繰越利益剰余金					
〈利益剰余金合計〉					
剰余金繰入額					
その他資本剰余金					
繰越利益剰余金					
〈剰余金取崩合計〉					
【剰余金合計】					

①

【控除項目】

項 目	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月
自己株式					
その他有価証券評価差額金					
【控除項目合計】					

②

項 目	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月
分配可能額 (①-②)					

項 目	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月	○年5月
配当支払額					

(別紙2)

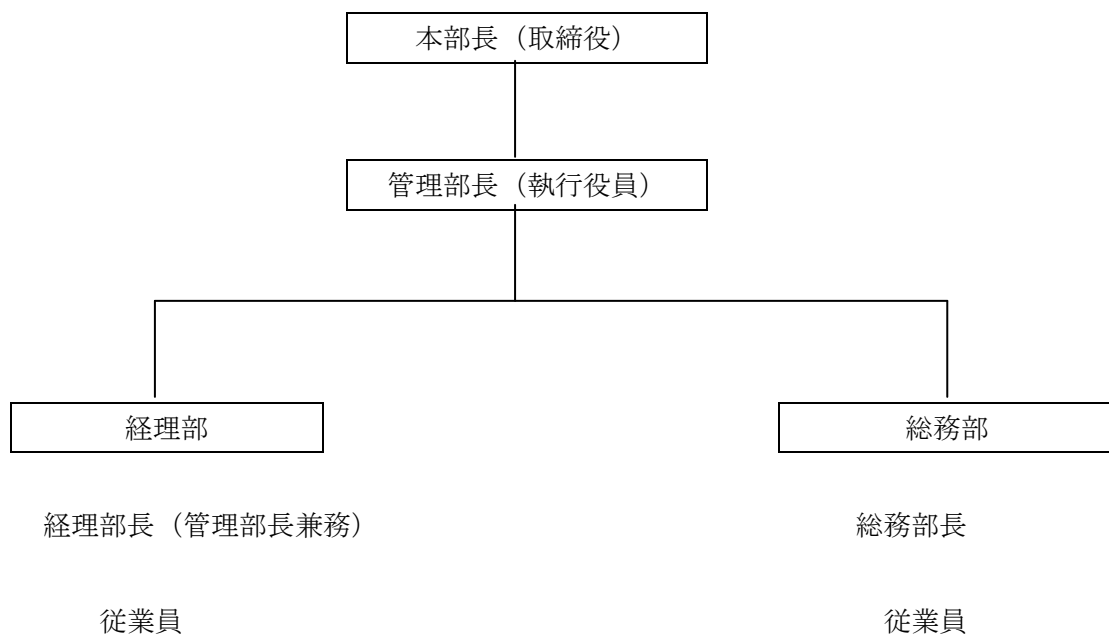
開催日	セミナー内容	参加者
平成24年11月5日	「会社役員の実務について」 1. 役員の実務に関する基本知識 2. 役員の実務に関する事項 3. 剰余金配当等に関する責任 4. 会社法の改正について ※弁護士法人北浜法律事務所	取締役5名 常勤監査役2名 監査役2名
平成24年12月5日	「分配可能額の再認識」 ※三菱UFJ信託銀行	取締役5名 常勤監査役2名 監査役1名 実務担当者

(別紙3)

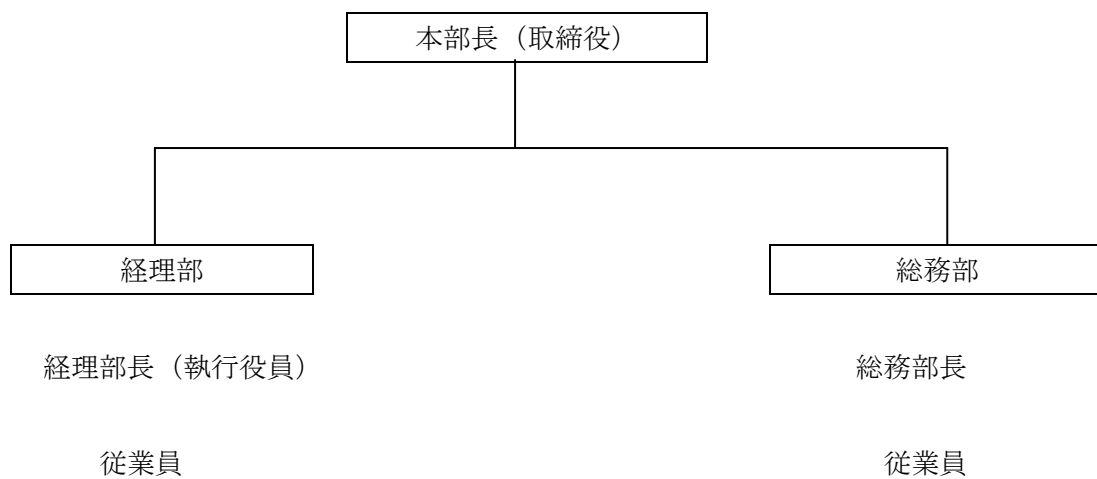
開催日	セミナー内容	参加者
平成24年10月30日	「会社法実務基礎講座」 ※三菱UFJ信託銀行	取締役1名 実務担当者1名
平成24年11月5日	「狭義の招集通知・参考書類作成上の留意点」 「事業報告等作成上の留意点」 ※プロネクサス	実務担当者
平成24年12月14日	「新任取締役の法務と最新情報」 ※新日本有限責任監査法人	常勤監査役1名
平成24年12月18日	「新任取締役の法務と最新情報」 ※常勤監査役	取締役5名 常勤監査役1名 執行役員
平成25年2月20日	「会社と監査役とのコミュニケーション」 ※新日本有限責任監査法人	常勤監査役1名 監査役1名

(別紙4)

旧 統括管理本部組織図



新 統括管理本部組織図



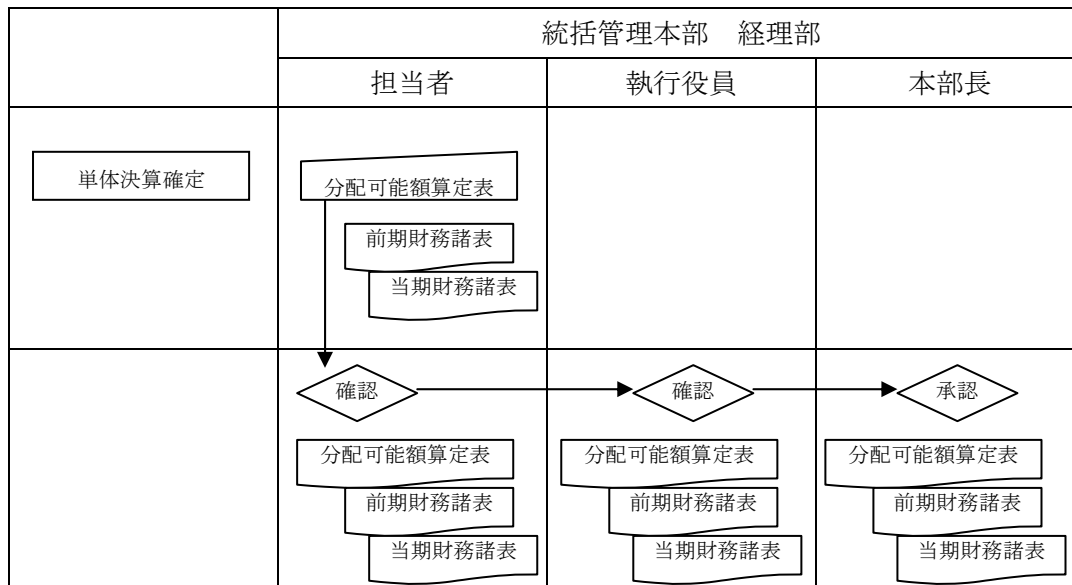
(サポート体制)

外部の公認会計士事務所、税理士法人



(別紙5)

分配可能額算定フローチャート



※サポート体制として、外部の公認会計士事務所及び税理士法人が分配可能額算定表及び決算情報の検証を行います。